

○守口市自転車の安全利用の促進に関する条例

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全利用の促進に関し必要な事項を定めることにより、市の区域内における自転車の交通に係る事故を未然に防止することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、単独で又は国、大阪府その他関係行政機関及び関係団体(市の区域内において自転車の安全利用の促進に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携して、自転車の安全利用に関し、必要な教育、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

2 市は、関係団体の行う自転車の安全利用の促進に関する活動を充実させるため、必要な援助及び助言を行うよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第 3 条 自転車利用者は、道路交通法その他関係法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の交通の安全に配慮して自転車を運転しなければならない。

2 自転車利用者は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する知識を習得すること。
- (2) 前条第 1 項の規定に基づき行われる安全講習等に積極的に参加すること。
- (3) 定期的に、又は必要に応じて、利用する自転車の点検及び整備を行うこと。
- (4) 自転車損害保険等(自転車の運行によって他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害を填補する保険等をいう。)に加入すること。

3 前項各号に掲げるもののほか、自転車利用者のうち 65 歳以上のものは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第 4 条 関係団体は、自転車利用者の自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

(自転車小売等業者の責務)

第 5 条 自転車小売等業者(市の区域内において自転車の小売又は貸出しを業とする者をいう。)は、自転車利用者に対し、市が行う自転車の安全利用の促進に関する施策に係る情報のほか、自転車の安全利用に関する十分な情報を提供するよう努めなければならない。

(学校等の責務)

第 6 条 市の区域内にある学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校又は各種学校の長は、その幼児、児童、生徒又は学生に対し、これらの者の発達段階に応じ必要な自転車の安全利用に関する教育、指導その他必要な措置を行うよう努めなければならない。

2 守口市立学校及び守口市立幼稚園において前項に規定する措置が行われる場合には、守口市教育委員会は、必要な援助及び助言を行うものとする。

(危険な自転車利用者に対する指導)

第7条 市長は、他人に危害を及ぼすおそれがある自転車利用者に対し、必要な指導を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。